

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 住 所  
氏 名

補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、恵那市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設 置 場 所	恵那市		
2 浄化槽の形式・人槽	名称	認定番号	
	人槽	全浄協登録番号	
3 交 付 申 請 額	金 円（千円未満切捨て） ※補助額計算の欄の1又は2で算出された額の低い方の額		
4 建 築 物 の 所 有 者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）		
5 建 築 物 の 用 途	1 住宅	（	m <sup>2</sup> ）
	2 併用住宅	（住居部分の面積	m <sup>2</sup> ） （その他の面積
6 工 事 着 工 予 定 日	年	月	日
7 工 事 完 了 予 定 日	年	月	日
8 浄化槽使用開始予定日	年	月	日
9 補 助 額 計 算	1 補助限度額	円	
	2 補助対象経費	円（下記の合計）	
	（内訳） A 浄化槽本体費		円
	B 据付工事費		円
	C 電気工事		円
	D 単独処理浄化槽撤去費		円
E 転換に係る 宅内配管工事費		円	
F その他		円	

【添付書類】（7から9までは全浄協又は全浄連の登録浄化槽の場合に必要です。）

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 1. 浄化槽設置届出書（又は通知書）の写し | 7. 全浄協登録証の写し     |
| 2. 設置場所の案内図           | 8. 全浄協登録浄化槽管理票C票 |
| 3. 図面（配置図、位置図、平面図等）   | 9. 全浄連の機能保証登録証   |
| 4. 借入人の承諾書（借家の場合）     | 10. 型式適合認定書      |
| 5. 工事請負契約書の写し及び見積書の写し | 11. 納税証明書        |
| 6. 浄化槽設備士免状の写し        | 12. 口座振込み申込書     |

# 工事請負契約書

1 工事名 \_\_\_\_\_ 宅 浄化槽設置工事

2 工事場所 恵那市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

3 工期 着工 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

完成 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4 請負金額

百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税額 \_\_\_\_\_ 円  
(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。  
〔( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。〕

上記工事については、発注者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と請負者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて別記の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者 甲 住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

請負者 乙 住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

別 記

(総 則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別冊の図面及び仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2. この条項及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、仮設・工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙が定めることができる。

(設置する浄化槽)

第2条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する浄化槽でかつ、生物科学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有する浄化槽を設置しなければならない。

(浄化槽設備士)

第3条 乙は、工事を浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

(施工)

第4条 乙は、工事を浄化槽法第4条第3項の規定による技術上の基準に従っておこなわなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 甲及び乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第6条 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(工事変更・中止等)

第7条 甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合において、請負金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2. 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(乙の請求による工期の延長)

第8条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

(一般的損害)

第9条 工事の完成引き渡しまでに、工事目的物その他工事の施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負担するものとする。

(書類の提出)

第11条 乙は恵那市が定める恵那市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

(引き渡し及び請負金額の支払い)

第12条 乙はこの契約書と添付の図面及び仕様書に基づき、契約期間内に工事を完成して契約の目的物を引き渡し、甲に対して請負金額の請求を行うことができる。甲は、請求のあった日から起算して40日以内に乙に対して請負金額の支払いを行わなければならない。

(かし担保)

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第4条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求することができる。

2. 甲は恵那市合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、市が浄化槽工事の状況を確認しその確認の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの補修を請求

又は補修に変わる損害買収を請求することができる。

3. 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質の検査を受け、その検査の結果浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期間を定めてそのかしの補修を請求、又は補修に変わる損害買収を請求することができる。

4. 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 かしの補修又は損害買収請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

(解除権)

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第1条に基づく恵那市合併処理浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断されるかしが発見されたとき。

2. 前項によりこの契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2. 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することが出来なくなったと認めるときは、催告その他の何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った被害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第7条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負金額を所定の期日に支払わなかったとき又は請負金額の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

(違約金・賠償金等)

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引き渡し期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引き渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことが出来ない場合は、甲は延滞日数1日につき請負金額総額の分の1の違約金を請求することができる。

2. 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 〇.〇〇 銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

(補 則)

第19条 この条項に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議し定める。

## 浄化槽補助申請時チェックリスト

書 類		確 認 項 目	チェック		
交 付 申 請 書		申請者の住所・氏名の記入はあるか			
		申請日、申請年度の記入はあるか			
		設置場所は補助金対象地域か(下水道区域図参照)			
		浄化槽の形式、人槽は記入してあるか(裏面参照)			
		交付申請額、補助限度額は適正か			
		着工、完了、使用開始予定日は適切か (交付決定後の着工のため、日付に余裕があるか)			
		補助対象経費は税込みで記入されているか			
添 付 書 類	1	浄化槽設置届出書 (又は通知書)の写し	届出書の場合、受付印(上下水道課)はあるか		
		通知書の場合、受付印(検査機関)があるか			
		受付印が無ければ確認済書の写しはあるか			
		計算された人槽は申請書と一致するか			
	2	設置場所の案内図	現地の位置が解るか		
	3	浄化槽配置図	浄化槽の位置、配管状況、放流先が確認できるか		
	4	借借人の承諾書	借地・借家に設置する場合は必要		
	5	契約書の写し及び 見積書の写し	契約書	工期、金額、契約者は申請書と一致するか	
			押印はあるか		
			見積書	内容は詳細か、金額が申請書、契約書と一致するか	
	6	浄化槽設備士免状の写し	補助金申請手数料が含まれていないか		
	7	全浄協登録証の写し			
8	C票	10人槽までは添付する			
9	生涯機能保証登録証	10人槽までは添付する			
10	形式適合認定書	20人槽までは添付する			
11	完納証明書(納税証明書)	認定書と別紙仕様書及び図面はあるか			
12	口座振込み申込書	市税に滞納が無いことが判る書類(3か月以内のもの)			
		申請者の名義か			
		申請日等に漏れはないか			

合併浄化槽の入れ換えは対象外、新設か汲取り、単独槽からの変更が対象

建売住宅は対象外

申請者名

年 月 日

恵那市長 様

住 所  
氏 名

実 績 報 告 書

年 月 日付け恵那市指令 第 号で交付決定を受けた  
浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 実際に要した補助対象経費 円（下記の合計額）

（内訳） 浄化槽本体費 円

据付工事費 円

電気工事 円

単独処理浄化槽撤去費 円

転換に係る

宅内配管工事費 円

その他 円（詳細を記入すること。）

【添付書類】

1. 保守点検、清掃、法定検査の契約書の写し
2. 浄化槽チェックリスト（様式第7号）
3. 使用開始報告書
4. 着工から完成までの施工状況写真

## 合併処理浄化槽整備事業実施チェックリスト

設置者氏名 ( )

検 査 項 目	チェックのポイント	チェック
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
7. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
8. 浄化槽の水平の状況	水平に保たれているか。	
9. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気性ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
10. ばっき装置逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
11. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
12. ホ°ンフ°設備(流入ホ°ンフ°及び放流ホ°ンフ°)の設置稼働状況	ホ°ンフ°柵に変形や破損はないか。	
	ホ°ンフ°柵に漏水のおそれはないか。	
	ホ°ンフ°が2台以上設置されているか、設計どおりの能力のホ°ンフ°が設置されているか。	
	ホ°ンフ°の固定が十分行われているか。	
	ホ°ンフ°の取り外しが可能か。	
	ホ°ンフ°の位置や配管がレベ°ルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
13. フ°ロー°の設置、稼働状況	防振対策が行われているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
14. かさ上げの状況	ハ°ルフ°操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
15. 浄化槽本体、天端の状況	コンクリートスラブ°がうたれているか。	
上記のとおり確認したことを証します。		
担当浄化槽設備士 氏 名 浄化槽設備士免状の交付番号	年 月 日 印 署名の場合は押印不要	

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名又は名称及び  
報告者 法人にあつてはその  
の代表者の氏名

浄化槽使用開始報告書

浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

管 理 者	氏名又は名称	
	法人にあつてはその 代表者の氏名	
	住 所	TEL
浄 化 槽 の 規 模	型 式	
	人 槽	人槽
	容 量	m <sup>3</sup>
設 置 場 所		
設置の届出の年月日		
使用開始年月日		
技術管理者の氏名		
備 考		



補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 下第 号で額の確定のあった浄化槽設置整備  
事業補助金を、上記のとおり請求する。

年 月 日

恵那市長 様

補助対象者 住所  
氏名

## 浄化槽補助実績報告時チェックリスト

書 類		確 認 項 目	チェック	
実績報告書		① 申請者の住所・氏名の記入はあるか		
		② 報告書の日付の記入はあるか		
		③ 報告書の日付は事業完了から1ヶ月以内か		
		④ 交付決定日、番号の記入はあるか (無ければ交付指令簿で確認して記入してもらう)		
		⑤ 交付決定日以降の着工になっているか		
		⑥ 工期の変更は無いか(交付指令簿で確認)		
		⑦ 工期の変更があった場合は変更届出書を提出		
		⑧ 事業完了年月日は工期内に収まっているか		
		⑨ 補助対象経費は税込みで記入されているか		
添 付 書 類	1	保守点検、清掃、法定検査の 契約書の写し (らくらく一括契約書)	① 名義は申請者と同一か、押印はあるか	
			② 契約日の記入はあるか	
			③ 保守、点検、法定検査業者の記名、押印はあるか	
	2	浄化槽チェックリスト	① 設置者氏名はあるか	
			② 全ての項目にチェックはあるか	
			③ 担当設備士の記名、押印はあるか	
			④ 証明した日付の記入はあるか	
	3	使用開始報告書	① 報告者の記名はあるか	
			② 日付の記入はあるか	
			③ 使用開始日の記入はあるか	
	4	着工から完成までの 施工状況写真	① 整備士が写っているか	
			② 必要写真はありますか(裏面参照)	
	5	平面図	① 浄化槽の位置、配管状況、放流先が確認できるか	
			② 柵の深さ、延長が確認できるか	
	6	請求書	① 請求者の住所・氏名の記入はあるか	
			② 補助額は記入されているか	
			③ 確定日、請求日は未記入か (請求書の日付は検査終了後の日付となるため未記入)	

◎事業完了から1ヶ月以内に実績報告書を提出する

◎実績報告提出から10日以内に完了検査を行う

◎検査予定日      月      日    午前・午後      時      分

申請者名